

国立大学等の施設整備についての意見（骨子案）

．基本的考え方

次代を担う人材の育成と優れた研究成果の創出は、国家発展の力であり、「世界最高水準の科学技術創造立国」を目指す我が国として、これらを生み出す基盤である大学、国立試験研究機関等の施設整備を促進することが不可欠。

．国立大学等の施設の整備

1．経緯

(1) 現状等

国立大学等の施設については、第 1 期科学技術基本計画に基づき、平成 8 年度から 12 年度の間、1 兆 8 4 7 億円の事業費を投じ 3 0 6 万 m²の整備を行ったが、大学院学生数が大幅に増加したこともあり、施設の老朽化・狭隘化問題の解消は全体として進んでおらず、現在、必要な整備面積は約 1 1 0 0 万 m²に達している。

このため、第 2 期科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）において、必要な整備面積のうち、「大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備、既存施設の活性化などの観点から、5 年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する」とこととされている。

(2) 国立大学等施設緊急整備 5 か年計画

文部科学省は「国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」（以下「文科省計画」という。）を策定し、4 月 1 9 日に開催された総合科学技術会議に

報告。

(3) 科学技術システム改革専門調査会における調査・検討

平成 13 年 4 月以降、 回にわたって調査・検討。重点分野推進戦略専門調査会においても、調査・検討。

調査・検討結果をふまえ、科学技術システム改革専門調査会としての意見をまとめた。

2 . 意 見

(1) 基本計画期間中の整備の在り方

基本的考え方

国立大学の施設整備は世界的水準の人材と研究成果の創出の観点から重要。

その整備は次世代に向けての投資。

適切な改修や機能向上により質の高い施設を次代に継承。

施設整備水準に関する国民の理解の重要性。

国立大学の施設整備については、本意見に留意しつつ計画的に整備を実施すべき。

整備対象

「大学院施設」、「卓越した研究拠点」及び「先端医療に対応した大学附属病院」に係る施設の整備を優先的な目標とすることは妥当。

次代の人材育成の観点からは、学部教育施設等の充実も重要。

基準面積の不足分については早急に改善すべき。

社会的ニーズや重点分野に対応した整備を行うべき。

国際交流のための宿舍等も必要。

産学官連携に関する施設の整備も重要。

評価に基づく重点的な整備施設の選定

以下の要因を的確に評価して、整備施設を選定。

() 教育研究の活性化状況

施設整備費配分に当たっては、現有の施設の活用状況や、競争的資金の獲得状況等教育研究活動の活性化状況を重視。ただし、研究分野による配慮や、教育施設についての一定基準による着実な整備も必要。

() 流動的利用システム

研究室を一定期間の契約により利用し、定期的に配分を見直す方式などにより、スペースの流動的・競争的利用を促進。

() 施設の質的水準

世界的競争環境を踏まえた施設の質の確保。

() 整備のための自主的努力

新たな整備手法等の活用（後掲）。

() 外部評価システムの導入

施設利用状況やスペース配分に外部有識者による評価を導入。

整備方策

() 大学等の施設は、21世紀にふさわしい社会資本であり、その施設整備費は公共事業関係費に位置付けることを検討。

() 施設整備費の効果的・効率的使用のため、以下の方策を講じる。

財産処分収入、民間資金の確保、PFI等新たな整備手法や収入確保策の導入

整備コストの縮減

既存施設の改修・活用

外部建物のレンタルやリース等の活用

() 競争的資金の間接経費の活用、地方公共団体との連携、将来的に

償却概念の導入等により、大学が自主的に施設整備が図れる仕組みを検討。

メンテナンス

維持管理経費の確保と丁寧な利用

外部機関も活用した施設の保守・点検（プリメンテナンス）

推進体制

総合科学技術会議において施設整備の実施状況をフォローアップし、計画的整備を推進。

(2) 14年度の整備について

重点的整備対象

. 国立試験研究機関、私立大学等の施設整備

1 . 現状

2 . 意見

. 終わりに

府省間の連携

総合科学技術会議の主導により、施設整備に関し関係府省の連携促進について、14年度から着手。